

後期高齢者医療保険

加入者の皆さんへお知らせ

保険料額決定通知を

送付します

平成23年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月15日に送付します。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書で納付）による納付に分かれます。送付される通知でご確認ください。併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収（年金からの徴収）が基本ですが、申請により年金からの徴収を口座振替に変更することができます。

口座振替に変更することで、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。※詳細は、税務課市民国保税班へお問い合わせください。

8月から保険証が

新しくなります

8月1日から、保険証が更新されます。7月末に、後期高齢者医療保険の加入者全員に保険証を簡易書留にて郵送します。申請手続きの必要はありません。医療機関等を利用した場合の自己負担割合は、所得に応じて1割の方と3割の方がいます。保険証をご確認ください。※保険料に滞納がある方は窓口で交付します。



【注意】

◎有効期限が平成23年7月31日までの保険証は、8月1日以降使用できません。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

住民税非課税世帯の後期高齢者医療保険加入者には、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる制度があります。

この「限度額適用・標準負担額減額認定証」も、8月1日から更新され、保険証と一緒に送付します。

新規の対象者は、申請が必要になります。7月上旬に申請書を送付しますので、市の窓口へ提出してください。

保険証の詐取にご注意！

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収にきました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合

医療関係の

各受給者証等を更新します

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を、次の日程で行います。

該当する方には、更新手続きの通知を郵送します。同封の申請書に必要事項を記入のうえ、交付期間内に必ず申請してください。

◎対象

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定対象者（国民健康保険に加入している70〜74歳で住民税非課税世帯の方）

②福祉医療費受給者

（受給者証の有効期間が平成23年7月31日までの方）

◎交付期間

7月28日(木)〜30日(土)

◎交付時間

午前8時30分〜午後7時

※30日(土)は午後5時まで

◎交付会場

・仁賀保庁舎：市民課国保年金班

・金浦庁舎：金浦市民SC

・象潟庁舎：象潟市民SC

※住所地域以外の庁舎で申請される場合は、後日送付

◎問合先

市民課国保年金班

☎32・3032



福祉医療費受給者証



限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険のお知らせ

〜平成23年度納税通知書を送付します〜

平成23年度国民健康保険税の納税通知書は7月15日に送付します。（到着に2〜3日かかる場合があります）

国保加入者（5月以降に抜けた方も含む）がいる世帯で、納税通知書が届かない場合は税務課市民国保税班（☎43・7505）にご連絡ください。

なお、今年度、国保税限度額が73万円から77万円に変更されています。

〜非自発的理由で失業した国保加入者の方へ〜

倒産や雇止めなどの理由で失業した国保加入の方には、国保税の軽減措置があります。

軽減を受けるには雇用保険受給資格者証を持参の上、市役所窓口への届出が必要です。

詳しくは、市民課国保年金班（☎32・3032）にお問い合わせください。